（騒音を発する場所の明示等）

第五百八十三条の二　事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを、見やすい箇所に標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。

（立入禁止等）

第五百八十五条　事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一～七　（略）

2　前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入つてはならない。

（付着物の除去）

第五百九十二条の三　事業者は、第三十六条第三十六号に規定する解体等の業務に係る作業に労働者を従事させるときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後に作業を行わなければならない。

2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後に作業を行わなければならない旨を周知させなければならない。

（ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化）

第五百九十二条の四　（略）

2　事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該作業を行う作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

（保護具）

第五百九十二条の五　（略）

2　（略）

3　事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第五百九十二条の二第一項及び第二項の規定によるダイオキシン類の濃度及び含有率の測定の結果に応じて、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、第一項ただし書の場合は、この限りでない。

（掲示）

第五百九十二条の八　事業者は、第三十六条第三十六号から第三十六号までに掲げる業務に労働者を就かせるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。

一　第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う作業場である旨

二　ダイオキシン類により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

三　ダイオキシン類の取扱い上の注意事項

四　第三十六条第三十四号から第三十六号までに掲げる業務に係る作業を行う場合においては適切な保護具を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具

第二章　保護具等

（呼吸用保護具等）

第五百九十三条　（略）

2　事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

（騒音を発する場所の明示等）

第五百八十三条の二　事業者は、強烈な騒音を発する屋内作業場における業務に労働者を従事させるときは、当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によつて明示する等の措置を講ずるものとする。

（立入禁止等）

第五百八十五条　事業者は、次の場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一～七　（略）

2　労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入つてはならない。

（付着物の除去）

第五百九十二条の三　事業者は、第三十六条第三十六号に規定する解体等の業務に係る作業を行うときは、当該作業に係る設備の内部に付着したダイオキシン類を含む物を除去した後に作業を行わなければならない。

（新設）

（ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化）

第五百九十二条の四　（略）

（新設）

（保護具）

第五百九十二条の五　（略）

2　（略）

（新設）

第二章　保護具等

（呼吸用保護具等）

第五百九十三条　（略）

（新設）